

國第二十六回參議院大藏委員會會議錄第十三號

昭和三十一年三月十五日(金曜日)午後  
一時四十七分開会

委員の異動

三月十四日多賀町在籍者名簿にて、  
その補欠として藤原道子君を議長において指名した。  
本日委員藤原道子君及び左藤義詮君辞任につき、その補欠として平林剛君及び小瀧栄君を議長において指名した。

出席者は左の通り

理事

委員

○委員長(廣瀬久忠君) これより委員会を開きます。  
議事に入るに先き立ちまして、委員の異動について御報告いたします。  
三月十四日付をもって平林剛君が辞任せられ、藤原道子君が選任せられましたが、再び本日付をもって藤原道子

第一に、昭和三十一年三月現在の国民貯蓄組合によるところの預金総額が八千二百億円になつていると説明がありましたが、この機会に全金融機関の預金総額の詳細について知りたいと思います。できれば金融機関ごとに分けて御説明を願いたいと思います。

○政府委員(東條猛猪君) ただいま御質問ございました通りに、国民貯蓄組合の預金額は、三十一年三月末で八千

- 本日の会議に付した案件
- 国民貯蓄組合法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
- 国際学会等への加入に伴う分担金の債務負担に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）
- 北海道開発公庫法の一部を改正する法律案（内閣送付、予備審査）
- 租税及び金融等に関する調査の件（専売事業に関する件）

○委員長(廣瀬久忠君) 次に國庫貯蓄組合法の一部を改正する法律案を議題といたします。  
質疑を行います。

○平林剛君 この法律案については提出説明があつただけで、まだこまかいことの説明がありませんでしたから、二、三尋ねをいたしたいと思うのであります。

第一に、昭和三十一年三月現在の国庫貯蓄組合によるところの預金総額が

北浦 道開発幹事室  
外務省国際協力局 第二課課長  
日本興業公社 副總裁  
日本専売公社 職員部長  
桑原 幸信君  
高島 益郎君  
舟山 正吉君  
三枝 正勝君

○委員長(廣瀬久忠君) 御異議ないと存じますが、御異議ございませんか。  
「異議なし」と呼ぶ者あり  
御指名申し上げます。

君が辞任せられ、平林剛君が委員に選  
任せられました。

日本專元公	白石	正雄君
社監理官		
大藏省主計局長		
大藏省銀行局長		
大藏省財局長	中尾	博之君
正示啓次郎君		
東條		
猛猪君		

○委員長(廣瀬久忠君) まず理事補々互選の件についてお詰りいたします。三月十四日付、平林理事の委員辞任により理事に一名欠員を生じております。

二百十七億に相なつておられます。組合の數が十万千組合というようなことに相なつておりますので、この国民貯蓄組合の預金額につきましては、データが古うございまして大へん恐縮でございますが、国民貯蓄組合関係の預金残高はさようことで御了承をいたさうだきたいと思ひます。

ただいまお尋ねのございました、全体の金融機関としてどういうような預金の状況に相なつておるかという点でござりまするが、これは銀行と農業協同組合、相互銀行、信用金庫、郵便局、生命保険、その他合計で分けて申し上

げたいと思います。これは三十年の一月末の推定残高でございます。なお、お断わりを申し上げておきますのは、銀行につきましては、御承知のようにいわゆる名目預金、その総預金が

手元の小切手類を除きました実勢預金の数字を申し上げたいと思います。

銀行は、一月末におきまして三兆八千百二十五億、農業協同組合は四千二

百五十億、相互銀行は、これは掛金を含めまして四千五百二十四億、信用金庫は三千五百七十七億、郵便局は一兆八十億、生命保険は三千九百六十億、その他が九百七十二億と相なつておりまして、これら全金融機関を合計いた

〇平林剛君 この銀行の預金総額三兆八千百二十五億円というのは、今粗統計しますと六兆五千四百八十七億というのが三十二年一月末の推定の実績でござります。

○政府委員(東條猛猪君) 平林委員の特別措置法の方で問題になつておられます、いわゆる名義貸しというようななものも含まれておるのですか、おらないのですか。

せの、銀行預金につきまして名義貸しという事実は、果して具体的にどうしたことか存じませんが、ただいま申し上げました数字は、いわゆる無記名定期というものを入れまして、従いまして、定期預金あるいは当座預金あるいは記名預金と申しまして、定期預金あるは定期預金あるいは記名預金と申しまして、定期預金あるは無記名、全部通じました数字でござります。ただし、先ほど申し上げましたように、総預金から、銀行の手元にござります小切手、手形の金額及び政府関係の公金預金といふものは除きました、いわゆる実勢預金ということでお承知をいただきたいと存じます。

○平林剛君 それからもう一つ聞いておきますが、この国民貯蓄組合法が昭和十六年の三月、政府の指導で結成をされましてから、貯蓄奨励に当つたわけであります、年次別に見ますと、いうと、大体その結果の貯蓄増強の状況がどういうふうに進んできておるか、この点もう一つお話しを願つておきたいと思います。

○政府委員(東條猛猪君) 私どもは、やはり国民貯蓄組合の現状から考えますると、先ほど平林委員からお話をございました、八千二百十七億という数字がどういう経緯をたどりましてな

なつておるかということを御参考までに申し上げまして、御判断をいただきたいのでござりますが、二十六年三月には、この関係の預金残高は一千三百二十億に相なつております。二十七年の三月には、これが千九百二十六億。二十八年三月には二千七百三十一億。二十九年三月には五千五億。三十一年三月には七千六百四十億というようなことに相なつております。今後の国民貯蓄の重要な性にかんがみまして、現状をもつて必ずしも満足すべきとはせぬに、今後いろいろ努力はいたさなければなりませんが、今申し上げました数字をもちまして、相当貯蓄の増強の役割を果しておるということは御判断いただけるかと存じます。

○平林剛君 参考のために伺つておきながら、今御説明あつたように増強されましたが、国民貯蓄組合の運営の概要について、この組合によるあつせんによって、銀行預金、その他の預金が、かなり、今御説明あつたように増強されたと理解をするのでありますけれども、実際上の運営はどういう形でおやりになつておるか。それを一つお聞かせ下さい。

○政府委員(東條猛猪君) 国民貯蓄組合は、ごく概括的に申し上げまして、地域的な国民貯蓄組合と、職域的な貯蓄組合と、業域的な貯蓄組合、その他といふように貯蓄組合が分れるわけであります。この組合でありますとか、婦人団でありますとか、さような団体で貯蓄組合を結成しておいでます。そこでその他のと申し上げるのは、たとえば青少年団でありますとか、婦人団でありますとか、詳しい数字はくだくだしくなりますが、概況をごらんいただきます

意味において申し上げますと、組合の総数は十万三千四百四十七というのが三月末における組合の総数に相なつておりますが、そのうち、いわゆる地域組合、これは北海道から南は鹿児島までの全地域にわたつておるわけであります。二万一千七百八十三。それから職域組合であります。これが一万六千百二十八。それから業域組合、これは御承知のように理繫業でありますとか、そういうような同業者で作つておられます国民貯蓄組合であります。その業域組合の分が一万三千八十二、その他が五万一千五百五十五というふうにしておられます。従いまして、その国民貯蓄組合といふものは、今申し上げましたように、地域的にも職域的にも業域的にも相当組合の数も多うございまし、また、それに応じまして、全体の組合員の数は三千二百三十九万一千人、これが今申し上げましたそれがそれの組合に所属をいたしておると、いふような次第でございまして、相当の成果を上げておるということは申し上げられるのではなかろうか、かようになります。

○平林剛君 今回の法律案は、結局、この国民貯蓄組合法による貯金の課税に対する限度額を二十万円に引き上げる、そして貯蓄の奨励に充てるというふうに貯蓄組合が分れるわけであります。ここでその他のと申し上げるのは、たとえば青少年団でありますとか、二十万とかを限る貯金に対して、厳格に言えば、租税上、銀行利息に引き上げていただきたいという趣旨でございます。そこで、法体系として、こういういわば課税に関する問題を、別の法体系——国民貯蓄組合法と対する課税の問題のほかに、なほ国民貯蓄組合という観点からいろいろの規定があるわけでございまして、これは法体系の問題でございまするけれども、やはり国民貯蓄を促進する意味において、国民貯蓄組合の重大性という

意味において申し上げますと、組合の総数は十万三千四百四十七というのが三月末における組合の総数に相なつておりますが、そのうち、いわゆる地域組合、これは北海道から南は鹿児島までの全地域にわたつておるわけであります。二万一千七百八十三。それから職域組合であります。これが一万六千百二十八。それから業域組合、これは御承知のように理繫業でありますとか、そういうような同業者で作つておられます国民貯蓄組合であります。その業域組合の分が一万三千八十二、その他が五万一千五百五十五というふうにしておられます。従いまして、その国民貯蓄組合といふものは、今申し上げましたように、地域的にも職域的にも業域的にも相当組合の数も多うございまし、また、それに応じまして、全体の組合員の数は三千二百三十九万一千人、これが今申し上げましたそれがそれの組合に所属をいたしておると、いふような次第でございまして、相当の成果を上げておるということは申し上げられるのではなかろうか、かようになります。

○平林剛君 今回の法律案は、結局、この国民貯蓄組合法による貯金の課税に対する限度額を二十万円に引き上げる、そして貯蓄の奨励に充てるというふうに貯蓄組合が分れるわけであります。そこでその他のと申し上げるのは、たとえば青少年団でありますとか、二十万とかを限る貯金に対して、厳格に言えば、租税上、銀行利息に引き上げていただきたいという趣旨でございます。そこで、法体系として、こういういわば課税に関する問題を、別の法体系——国民貯蓄組合法と対する課税の問題のほかに、なほ国民貯蓄組合という観点からいろいろの規定があるわけでございまして、これは法体系の問題でございまするけれども、やはり国民貯蓄を促進する意味において、国民貯蓄組合の重大性という





す。これらの実績を顧みますと、いろいろとそれぞれの事業について、まして事情もございますが、主として財政的な措置、予算の獲得が十分にいかなかったといったことが大きな原因で、あつたと考えるのであります。ただ人口の問題につきましては、この北海道開発の第一次五ヵ年計画が、当初産業発展の基礎を中心としてこれの実現を期すること、河川、港湾、道路等の産業の発展の基盤となる公共事業、これが整備を重点に取り上げまして、いわゆる産業の振興につきましては、第二次五ヵ年計画以降においてこれを対象とするというふうな考え方で進みました結果、人口につきましては特に三四%というふうな低い率が出ておりまします。なおまたこれにつきましては、目標 자체を六百万ということに置いたことにも問題がありまして、人口の問題につきましてはきわめて遺憾な達成率でございますが、その他につきましては、当初の計画から見ますと、先ほど申しましたような達成率で、きわめて遺憾ではございますが、しかしながら先ほど申しましたような、財政的な措置が国の財政の事情等によりまして十分にいかなかつたために、この程度の実績にとどまつた、こういうわけでござります。なお御質問に応じましてお答えを申し上げます。

んでいる、裏を返して言えば後進地域における住民の生活水準を引き上げつつ、国策に沿った産業開発をしていく、ということが最大のねらいであり、それが根幹となって計画が立てられ、実際に移されなければならないと私は思うのであります。そこで次長にお伺いいたしたいのは、昭和二十七年から三十一年までの、この第一次五ヵ年計画が終了する段階の今日に至って、この計画ができた当時と今日との北海道民の水準というものは果してどういう変化をたどつておるか、お答えをいただきたいと思うわけであります。

して、むしろ相当の実績を不しておろすとも言えるであろうと思うのであります。これらによりまして、北海道民の民生に大いに寄与しておりますことを認められるのであります、北海道開発局といひたしましては、むしろ資源の開発というところに主力を置いていて、民生安定に関する資料はただいま持ち合せておらないのであります。しかしながら先ほど申しますように、これらの中の基礎施設というものが整備され、かつ昨年以来北海道開発公庫が民間の資金を呼び水として引き寄せまして、相当活気のある産業を開発をいたしましたが、これがひいて北海道の道民の生活の安定に一般的に寄与しております、また生産指数等を見ましても相当の上昇を見ておりまますので、それがひいて北海道の道民の個々にはいろいろな事情もありますけれども、金額的に申しますれば相当の寄与をしておる、こう考えております。  
○大矢正君 田上さんもお読みになつたかと思うのでありますけれども、先日発行されたダイヤモンド誌では、北海道開発の五カ年計画というものが、いかにも、何と申しますか、効果のないものであったかということが指摘をされ、さらにまた今月号の文芸春秋であります。数字やあるいは科学的な根拠に基いて具体的に指摘はできないながらも、北海道に住んでいる住民の大部分は、この文芸春秋や、あるいはダイヤ

モンドに現われた今日の開発計画に対する批判、これには非常に喜んでおられるのではないか、なぜ膨大な国費を投じながら北海道の開発というものが一向に進捗を示さないかということに対しても、その疑義と、それから住民の声を、の中に反映されたのではないかと、私はそう思ふわけであります。漸次世論の中でも、かようにして北海道における住民の増加率はゼロである、あるいは農業関係における人々の数もむしろ減つておるということも指摘をされている。それ率はゼロである、あるいは農業関係における人々の数もむしろ減つておるということも指摘をされている。それからまた、道内における特に畑作を中心とした農家の人々が非常に悲惨な状況になつておるという、こういう状況も現実の問題としてはあるわけでありまして、私は何かしらこういう面では、今日北海道開発厅というものが、非常に道民的な、あるいは国費を使って効果が上らないという点では全国屈指的な批判を浴びつつあるのではないかというふうに感ずるのであります。この点に対して田上次長はどういうふうにお考えになつておられるか、お伺いをいたしたいと思います。

ぶに捨てられたようなものだというふうな意味で、相当峻烈な論文を書いておいでになるのも拝見をいたしました。これらにつきましては、栗山委員も予算委員会でお触れになりまして、私どももこれにつきましては、実は深い関心をもつて読んだのでござりますが、産業計画会議に書いてあります各種の意見のうちには相当傾聴すべきいろいろな御意見もあるのであります。私どもは北海道開発に關係しておられます公務員いたしまして、きわめて謙虛な氣持でそれを拝読したのであります。その中に傾聴すべき事項と申しましたが、たとえば地下資源の徹底的な調査をもつとやることが先決ではないかというふうな御意見であるとか、あるいは交通に關係いたしまして、特に全道にわたる道路の貫通及びこれが完全な舗装ということ、また冬の除雪というふうなことも強く取り上げられておるのであります。そのほか、ことに最後に建設的な御意見として、各事項にわたる予算の金額等も入れて論じておられるのであります。その前提となつております第一次五ヵ年計画の批判の個所につきましては、私どもきわめて遺憾に存じておりますのは、北海道開発の大目的についての認識を欠いておられるという点、及び各種の統計を利用されておるのであります、その統計に非常な誤まりがあるという点、従つてそれによつて大へんな結論が生み出されておるという点であります。しかも北大の中谷教授はそれをそのまま受け入れ

従つて私ども北海道開発につきまして、こういう重大な結論を下されることは全くゼロな結果に帰しておるというところで論じておられるのであります。されつけて、同じようく北海道の開発は全くゼロな結果に帰しておるということをきわめて遺憾に存じておるのあります。これにつきましては、何らかその誤まりを正確にただしていかなければならぬ、そしてできるだけ各方面に、北海道開発五ヵ年計画のありのままの姿、そしてこれに対する理解を得まして、将来の開発について國民の御協力を一そく得なければならぬという考え方から、できるだけ広くその実情をお知らせするような方法をとらなければならぬのではないかと思つております。この内容に触れますが、実は中谷教授及び産業計画会議におきましては、北海道の開発の目標といままして、人口の吸収と食糧増産にあるということを断定されておるのであります。しかも人口の収容については、内地から百六十万の人口をあらたに受け入れるということが目的であるということを言っておられるのであります。が、北海道開発の五ヵ年計画におきましては、その目標を、先ほど申しましたように、第一に産業の基礎となるべき基礎施設の整備に置いておりまして、人口収容に大きく影響いたしまする産業開発、産業の振興は、これを第2次五ヵ年計画に期待をいたすということになつておるのであります。なお年間三十年までの間の比較をしまして、あとの方が減つておるのだ、そし

の間には冷害があつたかも知れないけれども、前段の五年におきましても冷害があつたのだという前提で、結論的に食糧増産はむしろ減つておる、従つて北海道の開発の効果は全然できておりません。しかし昭和十八年、二十九年には、御承知の通り相当の冷害を見ており、前段の五年には冷害がないのでござります。こううふうに、実際上の統計を見まして、も、明らかに開発の効果が現われておるのでございまして、なお先ほど申しましたように、北海道の開発の事業の点から見ますと、大体五四%の成果をあげておりますが、また特殊の目標とこなしておられます電源、各種の産業の成績から見ましても、先ほど申したような相当な実績を示しておるのでございます。従いまして、産業計画会議の申しておられます北海道第一次五カ年計画の結論、また中谷教授の結論によましても、事実は非常に誤認されておるということを申し上げられるのできりまして、この点につきましては、専ねによりましてまた資料をお出ししますことをできると思つておるのであります。

に、あるいは言われておるよう、人口増加という点に中心が置かれたのではなくて、産業開発を中心が置かれたという、こういう意見を百パーセント聞いて私は質問をいたしたとしても、その結論というものはどうしてもあなたの言われる考え方にはならぬのであります。なぜ私はそういうことを言うかと申しますれば、かりに戦後の状態においては、あるいはこの第一次開発計画ができ上った当座は、とりあえず人間を入れてやれということで、重点的に北海道に入間を入れた、その入つた人々は、山間僻地にわずかな金をもらつて畑を作つたり、あるいは田を作るために行つたけれども、数年にして悲惨な状態で、こういう人々が都市に出て、そうして生活保護法の適用のワクに入らざるを得ないき目に運びをしてきたわけであります。それで、それじゃそういうような農業政策上の失敗がかりに百パーセント政府の責任ではないとも考へても、かりに次長が言わられるように、その他の産業開発が具体的に行はれるとするならば、その方向で当然人間は吸収をされてよいはずだと言ふのは、思ふのでありますけれども、実際的には、先ほど説明があつた通りい、道内における人口増加というものには、自然増を除いてはほとんど皆無である。それじゃ北海道に入ってくる人間は少いけれども、北海道の人口増加は少いけれども、失業者がないのかどういえば、そうじゃない、北海道においても生活保護法ではどうい擁護し切れないほどの人口を現実に北海道ではかかえておる。それからま

しますか、そういうものは、総体的な日本の國の一般的な水準と比べてどうかといえば、これまた昭和二十七年以降今日まで必ずしもよい結果を現わしておるというふうには考えられないと思うのであります。かようにして考えて参りますと、次長が幾らわれわれがやつた計画、そしてまた実行してきた今までの経過というものは間違いがない、こういうようにして主張されたとしても、事実の上においては、中谷教授が指摘したり、その他の報道機関において具体的に指摘されるような結果になつてきておるのでないかと、こう思ひます。開発庁次長がこのことに対する、世論的にも非常に高まつてきておることに対して、あなたはどういうような責任をとられるかなどという、そういうことを私は申し上げるのではなくて、やはりあなたはあなたなりで、第一次五ヵ年計画を始めたばかりじゃないと思ひますが、途中からでも遂行されてきた当事者として、やはり十二分に、こういう道民の意見や、あるいはまた国民の税金を使うという観点から國民全般の批判といふものを受け入れる必要があるのではないか、このように私は考へるのであります。その点、次長の御意見を私は承わりたいと思います。

ますので、その点につきましては、十分今後北海道開発の計画の面に、実効的の面にもこれを生かしていかなければならぬと考えております。ただお話を中谷教授等の北海道開発の効果が全然ゼロだといったような意見に対しましては、北海道開発の実績を私どもとしてもしては事実によって示すほかに、この事情をできるだけ関係方面に御理解をいただきたいということがきわめて大事であり、ひいて国民にできるだけその実相を知らせるることはまた私どもの義務であるとも考えるのでござります。従いまして、その実質的な内容につきまして、たとえば人口問題につきましては、私は率直に、これにつきまして研究も不十分であります。目標自体を当時六百万にいたしましたが、とにかく結果的に見ましても、この人口目標につきましては、調査不十分であったというそりは免れないところです。その点は率直に認めますが、とにかく結果的に見ましても、実績につきまして、いかにもそれが灰死する存じております。その点は率直に認めますのであります。他の北海道開発の実績につきまして、いかにもそれが灰死するに帰したような言い方に対しましては、私どもとしましてはあくまで現実を説明して御了解を得なければなりません、こう考えるのでございます。どこかこの点は御了承をいただきたいと申功していただきたいから、と同時に、

北六県にももめようということになつております。従つて、もし言われるがごとくに国費が乱費されておるということであれば、これは東北の問題もやめなければならぬ、ほんとうに有効であるならば押し進めていく、そうして今度東北ができましたら、その次には関東、その次には中部、その次には北陸、その次には関西、その次には中國、その次には四国、その次には九州、その次には沖縄、こういう工合に漸次開発公社を作つて、そして開発をしていけば、日本是非常によくなる、こういうことになるわけでありますから、それはまあ賛成です。ところが私はそういう考え方でありますから、果してこういうことがいいか悪いかといふことは、これは徹底的に振り下げていかなければならぬ、こう考えるわけであります。大体私は、政治の常道としては、施策をする、常道としては、こういうやり方は間違いだと思います。中央政府がやる施策というのは、一つの目標に向つて全国を縦割りにして、そうして施策をすべきものであつて、こういうブロックに施策をするということは間違いだ。私個人の考えです。ところが、もし幸いにして社会党が天下を取つて閣僚の一人でも出すということになれば、そういうことはいたさない、これはもちろんそうであります。問題はそういう根本的な問題があるもんですから、それで皆さん方に一つお尋ねをしたい、こういうことはいたさない、これはもちろんそうであります。そこで、今、内容についてこまかく私はここで皆さん方と御議論をしようとは思いません。いずれ予算委員会があるいはこの委員会で突っ

は大矢議員も私と全く同じ考え方であります。それで、二人で一生懸命やりたいと思つております。問題は、先ほどいろいろなことをおっしゃったんだけれども、私は言葉を返す意味ではありませんが、あなたの方の考え方の根本がやっぱり私は間違っていると思います。なぜかといふと、この目的の一番最初に書いてあります、「戦後四つの島にとちこめられたわが国において、豊富なる未開発資源と広大なる地域を有する北海道の開発は」ということは、これはもう日本はほかに領土として占有すべきところはどこにもない、ここは人口が希薄であるし、資源もまた未開発であるから、ここへ日本の増加していく人口を向ければならぬ、そのためにこれを行なうのが主目的です。その主目的を指摘せられて、そっちの方はさうばかりだつたけれども、やつていることはやつてているのだ。それは金を入れて仕事をすれば道もできるし何でもできるでしよう。そういう議論の進め方というものは根本的に私は間違つていると思う。特に、外から入れる、内地から移住する予定じゃない。こうおっしゃつた、これは根本的に間違いですよ。それを主張なさるならば一つ対決をいたしましょ。この目的で対決いたしましょ。そこで、さらに五ヵ年の間は産業基盤を作るということが目的であったから、人が入らないのもやむを得ぬ、こうおっしゃいましたが、この計画書の三番目、「開発事業の構想」いうところをごらんになると、ここに一番しまいのところにあります。そ

るとおっしゃいましたが、これは、はなはだ僭越だけれども、北海道開発のあなたの方の力では私はないと思う。主力は電源開発促進法によって、これは全然別なるルートで電源開発を行い、電源開発会社と北海道電力株式会社との二つの力によつてでき上つてゐる。そうしますと、人の仕事までこれを一緒にそろばんに入れてやつたのじゃ少し僭越だと思う。そこで問題は、人口のことなどでござりまするが、第三の一番おしまいのところに「しかして最終年度において」——最終年度といふのは第二次五ヵ年計画のことでありましよう。「最終年度において、一〇〇〇万人の人口を容する経済力を附与する。」こうあります。そうすると、最初の五ヵ年間は産業基盤を作るから入れない、あの、五年たつて十年目に一千万人を入れるということについての資料を一つ提出してもらいたい。第一次、第二次の五ヵ年計画を通じて、この一千万人の人口をどういうふうにして入れるか、その年次計画を出していただきたい。幾ら今おっしやったような、これは産めよふやせよの思想ではないと思いますが、北海道は六百万ですか、それを十年間に一千万人の人口にするということは不可能でしょう。だから一千萬という数字はあくまでもこれは数字ぢやないかということであります。従つて第一次、第二次の五ヵ年計画を通じて一千万人の人口の包容力を保持とつ言いますから、この年次計画を出していただきたい。資料として要求いたします。

があつて、中谷先生やその他、産業計画会議が出した考え方に対する開発局の意見書と申しますか、態度の表明と申しますか、そういうものを発表することを要請されたようあります。が、私は、やはり何と申しましても物の考え方の相違があるのじゃないかといふ気もするわけです。これは、たゞえば一つの事業があつて、その事業を完遂する場合に、それが目に見えたよう形において実現するための努力の仕方と、それから、そうではなくて、何かある一つの力によって利用される格好で具体的に政策が行はれて、それがまばらに、縦花的にまかれるために、具体的には結論が一つも出てこないという場合も私はあると思うのです。やはり、あの中で中谷先生やその他の人々が、北海道の開発がなぜ効果が上らないかということを指摘をしておる、その基本的な考え方といふものは、もつと集中的に、国費を投ずるのであるから集中的な仕事をしてはどうかといふ考え方だが、私は中心になつておるのではないかと思うのであります。ところが、不幸にして、それがそのような形でなされないために、やつたけれども効果が上らない。あるいは河川工事をやるけれども、それはどこに重点を置いた河川工事かわからぬために効果が一つも上らない。また道路の問題についてもしかり。そういう結果が現われるからして、いつの場合にも補修に追われるという状況でありますので、一般的に見ますれば五ヵ年計画が遂行されるべき、終了すべき今日になつても、さほど大きな変化が北海道の中にはない、こういうことになつて参ると思うのであります。従つて、や

やはりこの際重点的な政策を取り上げてやる方がよいのではないかというふうにも考へるのであります。これが私がここで申し上げても、取り上げる取り上げないは、これは政府のやることでありますからして、そのことに付いて私は今申し上げる必要はないと思ひます。が、ただ、あなたが中谷博士その他の人々の北海道開発に対する意見、この意見の根底を流れるものは、そういう重点的な政策をやらなければ北海道の開発ができないのではないかという基本的な考え方ということを理解した上に立つて、あなたはやはりこの人々の意見を聞く必要があるのでないかと思うのであります。北海道開発五カ年計画の問題については一応その程度にしておきます。

私は、もう一つ、非常に理解に苦しむ問題があるのでお伺いをいたしたいのであります。が、これは直接あなたの所管のうちには入らない格好になりますが、質問の相手がおりませんから仕方がないのですが、今度この法律の中でも東北を含めるという考え方ですが、この考え方方は、この公庫の中に永久に含めて仕事をしていくのだという、こういう立場に立脚して今度の法律の一部改正をなされようとするものであるがどうか、この点について御所見を承わっておきたいと存じます。

○政府委員(田上辰雄君) 前段の、北海道の開発の事業を重点的、集中的に仕事をやるべきであるという御考へにつきましては、私どももきわめて必要なことだと考へまして、具体的な問題につきましていろいろ努力をいたしております。しかしながら、事業の性質上、单年度でできない大きな仕事を相

当ございますし、いきおい數ヵ所に手を広げていかなければならぬということもございます。しかしながら具体的に御指摘になりましたお氣持は非常に必要なことでありまして、しばしばそういう点の批判を受けておるのであります。なまかんが思つようにならないうふうに尽力をいたすべきだと心得ております。

それから第二段の、北海道開発公庫を今回北海道東北開発公庫いたしまして、北海道の地域をさらに東北にも公庫の対象を広めることにつきましては、これは将来またこれを分けるかどうかということは将来の問題であります。さてあたり北海道と東北を一緒にして、北海道東北開発公庫として進むのが適当であるということから、本提案をいたしておるべく。北海道側におきましては、北海道の特性を強く主張いたしまして、東北は東北公庫として別にあるべきだ。北海道は北海道開発公庫を現在のまま拡張していきたいという強い希望を持たたれています。従つて私どもは、それは一つの理想的な形態とも考えておりましたが、しかしながら東北はまだ北海道と似た点が非常に多い、同じように後進性の強い地域でもござります。地域的にも近いし、同じように資源の豊富な地方でございます。これを一緒にして出発することは適當なことだと考えまして、この原案をぜひ御承認いただきますようにお願ひをするような次第でございます。

もしされませんけれども、拡大をした場合に、資金のワクを設けておいて、北海道に対しても百二十四億である、あるいは東北に対する四十五億であるという、こういう資金の貸付のワクを、北海道、東北に分離しておることは、あなたの説明をされた通りです。そこで私は理解に苦しむのであります。が、将来においてと申しましても、遠い将来ではなくして、たとえば明年であります、今一時的に行おうとしている東北、北海道の開発公庫のいわゆる合併と申しますか、範囲の拡大と申しますか、こういうものは一時的な現象であって、今後においては当然分離をすることであるという建前が明らかであります。とすれば、私はこういう資金の総ワクの中における分離の仕方もうなずけるわけでありますけれども、資金の総ワクの中で分離をしておきながら、公庫といふものは非常に関連のある仕事をあるからして、東北と北海道と一緒にした方がよいといふあなたの御議論の根拠といふものが、非常に理解に苦しむのであります。が、その点に対するお答えをいただきたいと存じます。

つの公庫の中における形で、いろいろな形で、必ずしもそのワクにこだわるのではなくて、総体的な立場から金の貸付を行なうという、こういうことが基本でなければならぬのではないかと思うのであります。ですが、こういうようにしてワクを明確にきめてしまうということになりますれば、勢いこのワク以外の流用ということは不可能になってしまいます。そうなれば何のために一つの公庫の中に入れておくかわからないといふようにも考えられるのであります。が、こういう面ではどのよう御判断をお待ちですか。

○政府委員(田上辰雄君)　ただいま申しました通りに、北海道なり東北なり、それぞれの計画に基いて公庫が活動を、それに従つた、それに沿うたやり方で、投融資、あるいは償務の保証をいたしていくのでありますからして、このワクは互いに侵さないのが原則でございます。そういう意味でワクを置きまして、明らかに百二十四億は北海道分、四十五億は、これは東北分として扱わるべきものである、こう考えます。

○大矢正君　発言を独占しても悪いと思ひますし、なほまた聞かなければならないことがあります、「私はもう一点点だけこれはお伺いをいたしておきたい」と思うのであります。が、こういう結果が出るのではないかという危惧も実は持つのであります。北海道における北海道の開発公庫、といふものは、同一のいわゆる地方自治体の中において事業を行うということになりますから、その場合は案外仕事がやりやすいと思ひますけれども、仮りに東北といふことになりますと、今度の案でいきます

れば、六県のはかに新潟で七県になる。そうなつて参りますれば、これは何と申しましても地方自治体を中心としたいわゆる各仕事の誘致と申しますか、産業の誘致というものが非常に激しくなつて参ると思います。北海道のように一本の形でやるのではなくて、その中からそういう各県の争奪が激しい、言いかえるならば、公庫に対する働きかけも非常に激しい格好になり、その中から必然的にどういう現象が起るかとすれば、それはもう非常に醜い政治的なかけ引きや取引が行われ、しかもまた、それをせんじ詰めていけば、そのことが将来において、何と申しますか、汚職や疑惑やそういうものの温床になる危険性もなきにしもあらずと私は判断をするわけであります。まあそういう汚職がどうのこうのという問題は抜きにいたしますても、非常にそういう面では、北海道民はもちろんのこと、東北に住んでおる人々の中においても疑惑が持たれています。私の承わる範囲によりますれば、東北の中で、こういう公庫を新しく作るための努力をする際に非常に忌まわしい話があるといふことも、私はこれは風聞として承りっておりますが、そのことに対する御答弁を承わろうとは存じておりませんけれども、一例としてすでに地域住民がそういう感じを持つてゐる今日でありますので、私は相当この公庫を東北にも拡大をするという点においては慎重を期す必要性があるのではないかと思います。

今申し上げましたように、北海道と非常に異なつた状態に東北の場合を置かれておると、こういうことを加味し

て、なつかつ、あなたは北海道の開発公庫は東北の分も北海道の中に入れられるのかどうか、私はもう一回念押してお伺いをしておきたいと思います。○政府委員(田上辰雄君) 東北開発の事項につきましては、御承知の通り、経済企画庁の関係でございますので、私はそれについての、東北部門についてのお答えはいたしかねるのでござりますが、北海道開発公庫が北海道東北開発公庫になりますて、北海道と東北と両地域をその業務範囲にいたすことにつきましては、これは先ほど申しますように、現段階においては最も適当な行き方と考えまして、この原案につきましてぜひこれが実現を期待申しておるのであります。今後将来にわたりましての問題はともかくといたしまして、現在におきましては、東北と一緒にやることが最善の道であると考えております。

10

○苦楽地英俊君 今度の北海道の開発  
公庫法の改正、これは決していい改正  
じゃないのです。先ほどの質疑応答を  
通じて現われておりますのは、これ  
は私、決していい方向に向っていると  
思わないだけに、次長の立場が非常に  
苦しい、これは非常に同情するのであ  
ります。

北海道の開発が成果を上げているか、数字を見るまでもなく、北海道各都市の、開発厅ができて以後と以前とを御存じの方は、あの各地の農村が非常に活発になってきてる、農村の建物が、きわめてきれいになつてきる、都市も膨張してきている、それが集約されてきたものが、大矢君も言つてゐるよう、札幌がアメリカの都市と間違えられるといったように發展していく、これは北海道全体の力が伸びてきた証拠なんですね。そこでこれが完全に失敗だといふのは、これは見方の違いであつて、私は相當大きな効果を示しておるものと思う。けれども、今まで目標など、政治的考慮と言いますか、私は絶えず反対だったんだけれども、大藏省から金をもらうのには大きくふつかげなくちゃだめだ、この気持は、これは北海道開発厅だけじゃなしに各省とも同じなんです。そこで目標も大きくする、計画も誇大に触れ回り、そして予算を取る。この技術があるためにその目標が非常に批判されるという結果になつていて、それから、重点的にやる必要があるにもかかわらず、重点的にやられ

ではない地域が各地にあります。これ  
はしかし北海道に限つたものじゃなく  
て、全国的で、今の政治勢力でいろいろい  
るにゆがめられるためにそういうこと  
が起つてきている。この点も指摘せら  
れておるようで、私も非常に遺憾なこと  
とであり、現状ではなかなかこれは改  
まらないものと考えておるのであります。  
で、人口なども、私は近年は自然  
増加だけがふえて、むしろ道内から本  
土の方へ流れてくる人間が非常に多くな  
なつてゐるということも承知しておりま  
すが、一体その原因について次長は  
どういうふうに見ておられるか、この  
見解を一つ伺いたいのです。この目標  
が過大であったことは、私は初めから  
過大だと言つておつたのですから、  
て、その点についてはもうわかり切つ  
たことです、ただここに一つ問題とな  
るのは、例の開拓移民というものが  
非常に北海道に入っていると  
いうか、北海道に入っている。これは  
私の見たところでは、もう完全に失敗  
です。けれども、これは私は開発庁の  
責任じゃないと思うのですが、開発庁  
はその開拓移民についてはどの程度開  
与しておられるか、全然関与しておられ  
れないか、こういうことを伺いたいの  
ですが、開拓移民、それからして、さ  
だほかにも私は北海道の開発を阻害し  
ておる勢力が幾つかあることを知つてお  
りますが、今それを一々述べること  
はやめますが、まあ人口の点だけにつ  
いてこれは一つ次長の御意見を聞き、  
将来の対策を立てなくてはなりません  
から、それを伺いたいと思います。

は、いろいろ批判を受けておるのであります。これが今、苦米地委員のねつしやいましたように、政治的といふ言葉は適当であるかどうか疑問でござりますが、根拠につきまして問題になるようなものがござります。その数字が少くとも希望的な目標であったことは、率直に認めざるを得ないのであります。しかしながら、この北海道の人口は、御承知の通り自然増があるのであります。それに対しまして社会増は、戦後さわめて全国的に地域といたしまして一番多いものであります。毎年大体十万前後の自然増があるのでござります。それとしまして社会増は、戦後さわめてまことに、たとえば昭和二十二年、二十三年ごろには、終戦直後でございまして、引揚者が、たとえば樺太だとか千島あたりから相当な人が北海道に引き揚げて参ったのであります。概數はまあ三十万前後の人を入れたということが推測できるのであります。そういうふうに一年に非常にふえた年もあります。また逆にマイナスになって現われている年もあるのであります。なれば、昭和二十六年、二十七年は、道の統計によりまして二万人以上のマイナスになつておるのでございます。これは北海道に入つてくる人も相当あるけれども、出ていく人の方が多くて、社会増としましてマイナスを示しておるのであります。これらの原因は、詳しいことはわからぬのでありますけれども、先ほど申しました、終戦直後に三十万から人が引き揚げてきましたのが、大体落ちつきまして、その後に三十五万から人が帰つて、いくつぞれ内地にある郷里に帰つて、いう人も相当あつたようになります。また、当時、二十七年ころになりましたのが、大体落ちつきまして、そ

ますと、いわゆる朝鮮ブームの景氣が出てきましたし、内地の方にいろんな景気のいい話を聞くとか、いろいろ事業ができるというので帰ったという者もあります。また、先ほど御指摘がありましたような、一庵山の中に開拓移民として入ったけれども、あの寒冷の地に、しかも地質の悪いところでいるいろいろ努力したけれども、永住することをあきらめまして、そして内地の方に渡つていったというふうな者も相当あるに違ひありません。これらの内容的な統計が、当時混亂期でございまして正確な資料はないのですが、そういうことがいろいろ想像して考えておるのでございます。そういうわけで、終戦後といふものは、人口の社会増が非常なプラスになつたり、マイナスになつたり、大へんな移り変りがあるのでござります。ただ二十八年二十九年となつてきますと、世間も大体安定をいたしまして、道の統計等によりますと、大体、年々三万から三五万くらいな社会増が北海道に見られるというふうな事情でござります。これを東北の方に見ますと、最近、統計表を見たのでございますが、各県とも二十五年以降は例外なく社会増の方はマイナスになつておるようでございます。みんな大都市の方に流れていくといいますか、これはやはり東北の方に何らか措置をしまして、産業の開発をいたさなければ、社会増のマイナスといふ減少は今後も続いていくのじゃないかと、いうふうに考えられるのであります。

ですが、これらにつきましては、いろいろ開拓事業費あるいは開拓実施費といふのがございまして、毎年いろいろ施設をいたしておりますのでございますが、いかしながら、何しろ開拓移民が各地方に小さく分れておりましてなかなか手が行き届かないのですござります。みならず開拓という仕事がきわめて困難なことでございまして、これに対し、方には問題を根本的に考えなければならぬというので、御承知のように昨日以来、根釘地域には特にペイロット・ファームという、これはアメリカの世話をなつたのであります、新しく相当計画を立てまして、いわば一つの理想的な開拓についての模範的な施設をやってみようということで、改修をいたしておりますのであります。相当徹底した計画でございまして、三千町歩あまりの工事が着々と進んでおるのですございます。これは現在のところでは、この建設工事だけではなく、當農につきましても具体的な計画を立てておりまして、政府はおそらく、概算でございますが、一戸あたり四百三十万円ぐらいのかけ方をして徹底的にやっておるのでございますが、これは、こういうやり方であればまあ、成功するに違いないということを関係者は自信を持っておりますのであります。それで、これができるだけ広い範囲に広げていくと、これがときわめて必要であろうと、これを制度化するという問題を検討をいたしておるような次第でござります。開拓民は、ことに昨年末曾有の冷害をこうむりました、悲惨な状態にありますので、これらにつきましても、冷害に対する恒久対策としまして、農林省と協力いたしまして、いろいろ検討を加え



伺つてもよいわけですから伺います。それで、きょうあなたたはこの法案の提案でおいでになつたのですが、どういう資格でおいでになつたのですか。

あなたは北海道開発庁の次長でございましょう。東北の方に手を伸ばす法制的な権限はどこにあるのですか。この北海道開発法を今読んでいるのですが、どういう権限で……。

○政府委員(田上辰雄君) この北海道東北開発公庫の法案につきましては関係各省と相談をいたしまして、かりに北海道開発庁が主務省として提案理由を説明するという申し合せをいたしましたのでございまして、それによつて各省間は了承をいたし、お呼び出しを受けまして答弁をいたしておるような次第であります。

○栗山良夫君 それはよろしいのです。法制上はどうのことになりますか。北海道開発法では、北海道開発庁

というのは北海道のことをやるということで、今この法律を読んでいるのですが、はつきりきまつてているのですか。その関係はどうなんですか。

○政府委員(田上辰雄君) 北海道開発庁は北海道の開発に関する主務省でございまして、東北ではございません。従つて私もできるだけ東北に関する答弁を避けたつもりでございますが、北海道東北開発公庫の関係は先ほど申したようなわけで、公庫の原案に關する説明とその範囲内においては一応お答えする必要があれば東北の経済企画府の関係者をさらにお呼び出しいただければけつこうであります。

○栗山良夫君 そうすると、北海道のことはあなたが責任をもつてお答えになる。東北のことは企画庁がやる、そ

うするというと、あなたの先ほど御発言がありました。それで、きょうあなたたはこの法案の立場において東北を加えることについて、それが御賛成をいただきたいという御発言がありましたが、それはおかしいじゃありませんか。

○政府委員(田上辰雄君) それは北海道の立場において東北を加えるのがどうかというお尋ねのように御聴しまして、それに対してもお答えしたのであります。

○栗山良夫君 しかしその運用の問題は別であるけれども、しかしながら北海道開発法に従つて、法律の命ずるところによって職務を遂行する人でも書いてない地域のことをどうして云ふべきであります。

○栗山良夫君 だからその人が法律になんにも書いてない地域のことをどうして云ふべきであります。

○説明員(桑原幸信君) ただいまのそ

の点でございますが……。

○栗山良夫君 どこの方ですか。(笑)

○説明員(桑原幸信君) 北海道開発庁でござります。その点でござりますが……。

○栗山良夫君 どこの方ですか。(笑)

○説明員(桑原幸信君) たゞいまのそ

の点でございますが……。

○栗山良夫君 どこの方ですか。(笑)

○説明員(桑原幸信君) その点は保留します。

○委員長(廣瀬久忠君) それではこの際次の問題に移ります。

○委員長(廣瀬久忠君) それではこの次に問題に移ります。

○栗山良夫君 その前に委員長にお願いしておきますが、この間東北の開発事業に関する件)を議題といたしまます。

○大矢正君 きょうは少し毛色の変つたところで理事会で……。

員会というものが、非常に異なった人間が調停をし、そうして仲裁をするといふものではなくて、仲裁委員もある。いは調停委員もほとんど同じ人間がやるということになります。しかもそれをやらなければならない。あるいはやる当事者である藤林会長はけさの新聞で見るがごとくに明白に、私どもはあるにも調停委員会の結論と異なった結論を出す場合においては、果して二つの委員会の必要性があるかどうかということについて非常に多くの疑惑を感じるので、この際再度仲裁委に持ち込まれたとしても、出す結論といふのは、どう大軒な変化があるものではないという確信を持っている、こういう立場の表明があるのであります。私は公社の總裁あるいは副總裁は、藤林さんあるいはまた中山先生に会って話をされたかどうかは別問題といいたしましても、この新聞には明瞭に両者の態度が出ている以上、かりにあなた方が仲裁の裁定の申請をしても、それほど大幅な変化のある裁定案というものはないのではないか。あるいは出ないのではないかという想定を持つのであります。あなた方がここでそういう見通しがあるにもかかわらず、なおかつ調停案をけつて仲裁裁定を持ち込まれると、そういう立場に将来暗影を投げかける結果になるのではないか。お互いにその間に不信感を持たせる結果になら、紛争の解決には決して役立たないと思ひますし、さらにもうそういう態度をおとりになっておる以上、いつもでも争議が続くという危惧も生れてくるのであります。こういうような点

に立ちまして、おつしやるのか。そうあるのか。そう上げましたような方の意見を聞いてお拒否しなければ一度を、一つもう一度を、一ついでござります。  
○説明員(舟山正委員会と仲裁委員會の方方がおられるかの結論は大体その見でござりますけれどもそうとはきずものであります。

(考) 調停案が受諾されたことは、公労委にいたしますれば、その手続はもうすでに終了しておるのであります。公社五現業が中心で争を早く解決して完了した後でなつて、仲裁申請をなさないといふ理由で、調停を示諾できない理由にてれども、調停を示諾できる理由にて理由を示して回答する予定であります。

○平林剛  
とにかく本委員会はあなたに年年末においてはうものは影響があるに事態をいたい。の要望決専死公社た。それ大臣もしてすみ答弁をな紛争に当ぐに反映ころがされてかそれにも度が明確ておる。  
の決議かとだと周日本会までして、も仲裁した、こう私はもうも態度がておるもに對し大臣と聞いてから、政

の公社側といったの解決に誠意をいうこと、あるいは呼んだわけではなうの当面の責任者でありますから、専元公委員会に対してもう一つお答えをひ出しが受けました。信するのでござい前に、その手続をます回答は、私どもはそれを受諾できません。受付して善処するとことにつきまして、事じありまして、事じして、私どもはそれを委員会に参つておこの私どものおりめてねると思いまの申請をするといあります。あな

三時、四時間です。それでなおお答えができないというようなことは、ちよつと今あなたの言葉にかかわらずのんびりしていはしないかと思うでね。政府の方から言われた文句をそのまま労働委員会の方にお答えをするというならば、これは別ですよ。政府の方から何か書いてくれた紙を、その文句その通りに専売公社の総裁名でもって労働委員会に返事を出します。こういうのであれば、今の程度で済むかもしませんけれども、公共企業体労働関係法はあなたに当面の責任者として労使紛争あるいは公共企業体運営の責任を負えているわけであります。そういう意味からいへば、別にあなたが連絡不備であるからというようないどでなくとも、あなたの自身がどういうふうにするか、どういう理由でこれは受諾し得ないのか、あるいは受諾し得るのだということが言えなければそもそも公の主張がないことになりますよ。そんな自主性がないことでよく公社の副総裁をおやりになつてあると、私はその点不思議でしようがない。あなたの公共企業体運営の最高責任者としての受諾し得ない理由をお聞かせ願いたいと思います。

いう点について慎重に研究しておきましたために、公労委に対しまする回答は本日午後に立ち至つたという次第でござります。それからこの今度の調停案の中心をなすものは三十一年の新賃金であるかと思いますが、そのほかに二項目ございますが、を中心をなす新賃金の問題につきましては、申すまでもなく、今年度予算さらに来年度予算にいろいろ関係するところがござります。これらの関係上調停案をそのまま公社は受諾することができないといふ結論に達したわけであります。公労委に対しまする回答につきましては、他の点にも触れておりませんけれども、大きな骨子はその点にあると御了承願います。

○椿繁夫君 けさの新聞でしたかな。  
きょう中に公社、現業、政府話し合つて、第一に仲裁申請をするのは国鉄、その次は電々と、こう書いて順序まできまつておる。専売がどうやら三番目にになるようなんですが、そういうことはお話し合いになつておるのでですか。

○説明員(舟山正吉君) それは新聞の推測でございまして、私らの行動とは何の關係もございません。

○椿繁夫君 どうも……、政府はさう本会議で、きょう中に仲裁申請をいたします、三公社ともいたしますといふことはつきり言つておる。そうかと思うと、三公社については政府は直接関係はないので、それぞの公社が独立の見解で調停案を受諾するか拒否するか、仲裁を申請するかしないかということをきめるものであるということを政府は公式に官房長官談話を発表しております。これはその通りなんですか。

○ 説明員(舟山正吉君) 専売公社は賣公社の立場として公労委に回答ないし仲裁裁定の依頼をいたしております。

○ 横繁夫君 そういたしますと、たまたま三公社が軌を一にして調停案を拒否し、仲裁案を申請されるということことは、たまたまそういうふうになつたまゝのと了解をいたしましよう。先ほど剛總裁は、公労委からの調停案の出し方の格好がどうもふに落ちないもんだから、これを拒否するというふうな言葉があつたんですが、調停案の出し方の形式が悪いとおっしゃるのですが、内容が氣に入らぬとおっしゃるのであります。多分形式だけが御不満で調停案を拒否されるとは思わぬのですが、ああいう御発言があると、何か公労委が手ぎわをやつたんかいなあ、調停案の出し方のときと、こう思うのです。が、形式と内容とどちらが御不満なるんで調停案を拒否されたのですか。

○ 説明員(舟山正吉君) 私は公労委の調停の出し方の形式がふに落ちないと、いう意味のことを申し上げたことはございません。私のどの言葉をおとりになりまして、そうお解しになりますのか納得できないのでござりますが、調停案の内容につきまして、公社としてはこれを受諾しかねるという気持を持つております。

○ 横繁夫君 専売公社の従業員の給与が高い、低いという声が一部にあるのです。が、公社当局としてはそういうふうには、これを抽象的に一がいにいえないですか。

と思うのでございまして、たとえは平均ベースというようなこともござるがいにどうこうということはないと思います。また男女別の賃金差とともにありますし、学歴、年令別で困難なことじやないかと思います。

○樋繁夫君 これはもう副総裁ここで手続をとっておられるのでしう。

○説明員(舟山正吉君) 進行しておるはずであります。

○樋繁夫君 これはまあ仲裁案がどういうもののが出てくるか。その内容については私ども予測する筋合いでございませんが、仲裁案が提示された場合は、公社側の基本的な態度というものをこの際伺っておきたいんです。

○説明員(舟山正吉君) 仲裁裁定が出来ますときには、これは新聞で見たところです。〔専売公社の考えはどうか」と疑惑者あり〕それありますから、公社は仲裁裁定に服従、従うことになるのを承知いたしているのであります。

○樋繁夫君 仲裁判定に公社は従つて、ということですね。

○説明員(舟山正吉君) 法律関係のことにつきましては職員部長から補足足りません。

○樋繁夫君 せつかく副総裁おいでなっているのですから、最高責任者としてあなたに伺つた方が、これは間違いないと思って信用しているんですねが、別にその仲裁裁定が出れば従つ

いう副総裁の言明は修正されるつもりはないんでしょう、あなたは。  
○説明員(三枝正勝君) ありません。  
○椿繁夫君 なければよろしい。そこでですね、それ以上のことはこの際はまあお聞きしなくてもいいと思うんですけれども、この従う場合の原資ですか、この資金の流用などは、これは予算の範囲内でできることになっているわけですね。

○説明員(舟山正吉君) 調停案そのものを内容とする仲裁裁定案でも出まするというと、三十二年度予算是そのままでは実行できないかと思います。

○平林剛君 今、権委員の御質問に対して裁定が出たら従うというお答えでありますたが、これは法律に書いてあるのですから、公社は当然これに服さなければならぬわけで、当然のことですね。私は今の調停案について専売公社側が服さないということが不思議でしようがない。先ほど私の質問に対しても予算面のことであるとか、内容についてお答えがありましたが、どうもあいまいなこととしている。そういう意味で、なぜ専売公社が調停案を尊重してそれを実施に移さないのか、こういうふうに疑問に思うんです。予算がないから、大蔵省の方でうんといつてくれない間は実行できないということは、実際問題としてわかります。わかりますけれども、調停案は、今までの労働委員会で扱ってきた経過から見されている調停案の額をそ下回るものではない。あるいは全く同じであるかもしれません。こういう段階においてさつき大臣委員が指摘した通り、今出されている調停案の額をそ下回るものではない。あるいは全く同じであるかも知れない。こういう段階において

仲裁裁定に求めようとするのは、ただ時間かせぎにすぎないという非難を免れないと思うんです。しかもこれは政府の方は今予算の審議中であるから、その審議中にはつきりした態度を打ち出せないとという理由が政治的にあっても、専売公社にはそういうことはありません。専売公社としてはやはり労使関係の責任を持っておる公共企業体の運営を預つておるのでありますから、そういう立場からやはり自主的な判断というもののが出てこなければならぬはずです。私は今後の仲裁裁定の内容については先ほどのような見通しを述べたわけでありますけれども、おそらくこれは公私当事者でも同じだと思うのです。政府のやり方はまだ時間をかけてぐことであるし、予算の審議上のいろいろな政治的配慮からいって、公共企業体関係の給与を押えて、予算の元締めを握っている大蔵大臣がうんと言わない、これだけにしかすぎない。しかし専売公社は先ほど言ったように違う立場を持つておる、そういう意味からいきますと、あなたは公共企業体の専売公社の責任者として、この調停案の段階ですみやかにこれを尊重して実施に移すべきだという態度をきざんとしてとらなければならない、少くとも今まで長い間労働組合との間ににおいても議論なさってきたと思うのであります。そうしてようやく第三者の調停を受けようということで調停を受けて、出した結論に対して専売公社の責任者は職を賭しても、それこそですよ、職を賭しても政府に対しても、実現するためには必要な措置をとるべきだ、そのくらいのことと言つてもいいらしいのですね。先ほどお話をのように

また沿革が十分でないのとどういうふうに回答するかも今答えられないという態度ではあべこべですよ。私はあなたに非常に期待をしておる、職員部長もおられるけれども、なかなか労使関係をうまくやっておるというお話を聞いておるのであって、あなたこそ、この機会に自主的な態度をもって、われわれは公共企業体を運営するためにはもう先はわかっているのであるから、紛争をこれ以上拡大しないためにも、政府はぜひこういうふうにやってもらいたい、そのくらいのことと言える人じゃないですか。国鉄や電々公社の責任者もあなたの方と同じような態度で迫る、いられられなければ職を賭すといつておりますけれども、しかしがめて専売公社の、最も私の信頼しておる副総裁はそういう態度をもって政府にございましたが、一つ御見解をお伺いいたしたいと思います。

○平林剛君 その内容についてわからぬと、こう言われるけれども、五日も六日もやつてわからないような内容ではないですよ。私も今この調停案を読んでいるのですが、一読すれば、あこれははどういうふうにすれば紛争は解決するなどわかるような文句で書いてあるわけです。内容がわからないなんということは、これはあなたどいうう読み方をしておるかわからないけれども、普通の常識を持つておつたら、調停委員会が労使双方にわかるように示してあるのですから、私はこれを見てわからないという理由はないと思う。しかも五日も六日もわからないということはない。わからなかつたら紛争を解決するために飛んで行つて責任者に意見を聞いて、どんどん質問をして、そうして納得をし、納得できなかつたら、すぐにでも手続をとれる性質のものです。私はそういう意味ではこの内容がわからぬということは詭弁だと思う。あるいはまた他の政治的な必要上大へん苦しい御答弁をなさつておるものだとと思うのです。しかしそんなことはきょうは迫求いたしません。ただこの段階において、現在は諸般の事情から仲裁の裁定を求めるという態度におになつたものだと思いまして、公共企業体の自主性のない立場を運営されておることに対するは大へん御同情申し上げます。しかしながら早くするよう、早く裁定が出るように期待するというだけのお答えでは本委員会としては困る。なるべく早く紛争を解決するために仲裁裁定を早く出してもらうよう公社当事者も運動する義務があると思う。副総裁としては少くとも一日も早く公共企業体の紛争

○説明員（舟山正吉君） 仲裁裁定が一日も早く出ますように努力いたします。  
○平林剛君 まあ一つそのお約束をさうそく実行に移してもらいたいと思ひます。  
そこでもう一つ副總裁にこの際お尋ねしておきたいのでありますけれども、私もしさか専売公社に關係がありますから、労働組合の事情も通じておるわけであります。こういう段階になって参りますといふと、一日も早くその紛争をおさめるようになつたのかも努力をしてもらう必要があるのでないか。それには今までのよう、政府がこういうから私の態度はきめられませんということだけでは紛争がおさまりつかない。第三者である人が聞いても、そういうことはどうも解決がつかないのではないかと心配をするわけであります。そこでこの段階になつてきては専売公社としてとるべき態度があると思う。実はこうしたことになったのだから、今議会にも、仲裁裁定を一日も早く出すようにするという努力をするという約束をしてきた。については労働組合においてもこういう段階であるから、私はこういう考え方を持つてはいるから紛争をお互いに円満に解決するように努力しましようということを言える立場だと思うのであります。同時にまた今までの経過を見ると、専売公社はどうも自主性がないような動きになり過ぎておりますから、この際は自主性を發揮して、政府の態度も大体大まかにはきまつておる

○説明員(舟山正吉君) 私はまあ平素から組合との間には胸襟を開きまして、腹蔵ない話をしておるつもりでございます。今度の問題につきましても、本日以降たびたび団体交渉等も行われると思いますが、その気持には変るところございません。この気持を申し上げておきます。

○栗山良夫君 先ほどお聞きしておりますというと、調停案を受諾できないという理由はまだ仲裁申請の手続を進行中なので言えない、おそらく仲裁申請をするときになれば、その調停案を受諾できない理由書が仲裁申請につくと、従つてそれが公表される、それを見れば大体わかる、こういう工合におつしゃつたと思いますが、その通りですか、先ほどおっしゃつたことは。

○説明員(舟山正吉君) 調停案を受諾いたしかねる旨の回答につきましては、ただいま公労委に提出手続中でございますので、それを先走つて、それにわたつてここで言及することはいかがかと私は考えたので、先ほど申し上げたようなことを申し上げた次第であります。

○栗山良夫君 それで公労委へ出せば公表されるから自然とわかる、こういうことなんですね。私は当委員会としては、そういう御発言というのはきわめて言葉が足りないと、あるいは、あるいは言葉が行き過ぎであるというか、適



方は、これ以上私申し上げる必要性もないと思ひますので、その点は省略いたしたいと存ずるのであります。が、最後に一点お伺いをいたしたいのは、政府の、特に石田官房長官あたりは、新聞その他を通じて、公務員が争議行為を行ふ——まあこれは争議行為とみなすかどうかということについては、われわれは大いに議論のあるところでありますけれども、嚴重処断をせよともいうような指示をしているようになつた職員を解雇するというふうなわつております。公社でありますからして、政府のそういう意図に必ずしも乗つて、今後この紛争において問題となつた職員を解雇するというふうなあるいは廃止をするというふうなことは、私はならぬと思うのでありまするが、この際、念のためにぜひ副総裁の御意見を承わつておきたいと思うのであります。が、公企労が争議行為を禁止をされてゐるということは、これは当然の行為として行えないのだというのではなくて、憲法においては明らかに労働者については争議権を認められていることは、あなたも御存じの通りであります。それじゃなぜ争議権が抑制をされておるかといえば、これは公共の福祉に相反するからだと、こういう解釈になると思うのであります。私どもが判断してかりにたばこが一ヶ月間生産が停止されたとしても、これが公共の福祉に反するとは考えられません。のまなければいいんぢやないかと、こういう理屈もあえてくると思ひますけれども、かりにストックがあることありますし、またたばこの製造というものがおくれてみても、それがあるものでもないし、かりに一ヶ月

間争議行為が発生してたばこができなくなる、それがこのことによって死ぬ人間というものはおそらく私はないと思いますのであります。そういう面から考えてみて、これは決して公企労体の中に入るべき内容の企業では私はないと存じますけれども、今それをここでとやかくいたしましても、法律にありますることでありますから、この事のは非を論議をするわけございません。今言ったように政府は三公社あるいは五現業に対しても公務員と同じく、どういうような態度をとりになるか、私はその点を伺いたいと思うのであります。先ほど来申し上げた通りに、争議権といふのは、本来は労働者にあるべきであつて、それが不幸にして法律の存するところ、公共の福祉という立場においてこれが剥奪されている。しかし実際的には国民にさほどの不自由はかけていない、さほどの不自由は、かけられても福祉に反するような結果にはならない、こういう立場であるにもかかわらず、直接的に公共の福祉に影響あるような立場の人と同様な処断方法をとるということは、当然私は考えられないことだと思いますが、今度の紛争は特に調停案をけるという公社であるいは政府の態度によつて、ますます大きくなるような危惧もあるのであります。そういう立場から考えてみると、今度の紛争を通じて処断の点は、特に政府、公社に責任があるのであります。そういう立場から考えてみると、今度の紛争を通じて処断なんということは、とうてい専売公社

においては考へるべき筋のものではないと思ひます、その点についての副総裁の御見解を伺いたいと思います。

○説明員(舟山正吉君) この処分等につきまして政府から圧力があるといいます。しかし私どもいたしましては、うようなことは考へられませんし、またそういうものがありまして、われわれはそれが圧力ということでありません。しかしこれをしつかりやつていかなければならぬと考えております。これらの運営に当りますのは、もちろん申すまでもなく、良識をもつて講じていきたいと思っております。

○平林剛君 先ほど私は副総裁が公共企業体の責任者として、解決のために努力するというお話を聞いたので、これで打ちやめにしたのであります。今のお話を聞いて念のためにお聞きさておきます。

副総裁としても、今の政府のやり方や、あるいは専売公社の運営のあり方等について、必ずしも御満足なさっているとは思つておりません。いろいろ実際上の衝に当つてみると、必ずしも使の問題の解決についてもその他につきましても、一段と公共企業体のむずかしさということがわかつておられると思うのであります。先ほどからあなたの方の誠意のある御答弁を聞いております。というと、できるだけ早く紛争を解決するという意図のよう聞きましたから、私はそのことを早く実現するようにお願いしているわけであります。現在のところ法に触れるような事態がある

あつたのでしようが、それとも現在のところは、まあ早く解決することによつて、それを避けることができるのじゃないかと私は思つて、なるべく早くあなたに解決を促進してもらいたいと思います。

○説明員(舟山正吉君) ただいままでのところでは、それらの点について何を一つ御見解を伺いたいと思います。おも早く解決するよう御努力を願ひます。

○平林剛君 了承いたしました。一日も早く解決するよう御努力を願ひます。

長又は機長は、直ちに入港届を税関に提出しなければならない。  
第二十条に次の二項を加える。

3 前項の規定は、特殊船舶等が不開港に入港した場合について適用する。

第二十四条第一項中「交通」の下に「(次項の規定に該当するものを除く。)」を加え、同条中第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 本邦と外國との往来する船舶への交通が貨物(その授受につきこの法律の規定により承認又は許可を受けた貨物及び郵便物を除く。)の授受を目的とするものであるときは、その交通は、政令で定めるところにより、税關長の許可を受け、かつ、その指定した場所を経て行わなければならない。

3 稅關長は、前項の許可を受けようとする者が次の各号の一に該当する場合においては、当該許可をしないことができる。

一 その者がこの法律の規定に違反して刑に処せられ、又は通告処分を受け、その刑の執行を終り、若しくは執行を受けることがなくなつた日又はその通告の旨を履行した日から二年を経ない場合

二 その者が刑法(明治四十年法律第四十五号)第二編第十四章(あへん煙に関する罪)、たばこ專売法(昭和二十四年法律第二十一号)、外國為替及び外國貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十八号)、麻薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)、あへん

号)、輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号第一条(趣旨))に規定する酒税法等の其他貨物の輸入に関する罰則の定める法令で政令で定めるものの規定に違反して禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終り、又は執行を受けることがなくならつた日から二年を経ない場合

三 その者が前二号の一に該当する者又はこれを役員とする法人の代理人、使用人その他の従業者である場合

第三十一条第一項に後段として次のように加える。

これらの貨物以外の貨物(郵便物その他政令で定める貨物を除く。)を政令で定める臨港地区その他これに準ずる地区にある保税地域に入れ、又は当該保税地域から出そうとする者も、また同様とする。

第三十二条第二項中「前項に規定する貨物」を「前項の規定に該当する貨物」に改める。

第九十七条第一項中「第二十条第二項(事故による不開港への入港)」の下に「(同条第三項において準用する場合を含む。)」を加える。

第一百条第一号中「第三十六条(許可を受けて保税地域外に置く外国貨物)」の下に「及び関税定率法第十九条の二第二項(関税の払いもどしを受ける課税原料品に係る準用規定)」を加える。

第一百一条に次の一項を加える。

3 稅關長は、同一の外國貿易船が同一の不開港に一年を通じて四回

に改める。

又は帳簿を若しくは帳簿を受けないで不開港に出入する罪の下に「、第百十三条の二（偽つた申告をする等の罪）」を加え、「当該各条の罰金条の例による。」を「当該各条の罰金刑を科する。」に改める。

第一百七条中「密輸貨物の運搬をする罪」の下に「、第百十三条の二（偽つた申告をする等の罪）」を加え、「（偽つた申告をする等の罪）」を「郵便物について偽つた証明をする等の罪」に改める。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から起算して三十日をこえない範囲内に政令で定める日から施行する。
- 2 改正後の関税法第一百一条第三項に規定する期間は、昭和三十二年三月三十日までとする。
- 3 この法律の施行前にした行為に限り、同項の規定にかかるわざとしてこの法律の施行の日から同年十一月三十一日までとする。
- 4 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「前条」を「前二条」に改める。

三月十四日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、漁船再保険特別会計における給付保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計から繰入金に関する法律案

漁船再保険特別会計における給付と損失をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案  
政府は、漁船乗組員給与保険法(昭和二十七年法律第二百十二号)第三条第一項に規定する給与保険の再保險事業の昭和三十三年度の決算上の損失及び昭和三十一年度における保険事故の異常な発生により生じた損失をうめるため、昭和三十一年度において、一般会計から給付と損失をうめるための一般会計への繰入金に関する法律案

されだ。  
一、東京都小岩町旧晴一九〇一部隊  
小岩第一大隊跡の土地家屋所有権に  
に関する請願(第一二六八号)  
支払に關する請願(第一一二〇号)  
(第一二四五号)  
一、愛知県大府町の祭典用醸造酒の  
酒税免除に關する請願(第一二五  
六号)

第一二二〇号 昭和三十二年三月五日受理

元滿州鉄道の社員の退職手当等支払に  
関する請願

請願者 福島県双葉郡宮岡町栄

町渡辺市助

紹介議員 田畑 金光君

元滿州鉄道株式会社の日本人社員であつた者が会社に対して有する債権（退職手当、身元保証金、傷病手当、未払賞与金、共済年功金、退職手当受取延期金、社員貯金及び寄託株券等）を政府において現在の生活費を基準として公正妥当な額に換算の上早急に支払われたいとの請願。

第一二四五号 昭和三十二年二月六日受理

元滿州鉄道の社員の退職手当等支払に  
関する請願

請願者 広島県島根市南林寺町五二一

福辺正晴

この請願の趣旨は、第一二二〇号と同じである。

第一二九六号 昭和三十二年三月七日受理

愛知県大府町の祭典用醸造酒の酒税免  
除に関する請願

請願者 愛知県知多郡大府町大

字長草向江五七早川義

幹外二百六名

紹介議員 重宗 雄三君

愛知県大府町大字氏神天神社のどぶろく祭は、古くから奇祭として名高く、氏子全般の農家がその年の収穫米を寄進して神酒を醸造し神前に供え、祭礼当日氏子及び参詣者にそのおながれを

振舞うもので終戦前は免税であつたのであるから、かかる祭典用醸造酒については酒税を免除せられたいとの請願。

昭和三十二年三月二十日印刷

昭和三十二年三月二十二日發行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局